

沼津市建設業者指名委員会要綱

昭和44年11月21日
訓令甲第8号

改正 昭和45年4月1日訓令甲第2号 昭和47年5月24日訓令甲第9号
昭和49年1月29日訓令甲第4号 昭和49年11月5日訓令甲第14号
昭和52年10月21日訓令甲第6号 昭和54年3月31日訓令甲第2号
昭和63年3月31日訓令甲第1号 平成4年3月31日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第4号 平成10年4月1日訓令甲第20号
平成12年3月31日訓令甲第5号 平成14年3月29日訓令甲第8号
平成17年4月1日訓令甲第9号 平成18年4月3日訓令甲第4号
平成19年3月29日訓令甲第8号

各部
各機関

(設置)

第1条 沼津市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札の場合における入札参加者又は随意契約における見積者を選定するため、沼津市建設業者指名委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 副市長(2人以上あるときは市長が指定する者)

(2) 委員 財務部長 産業振興部長 都市計画部長 建設部長 技監 水道事業管理者 総務課長 工事検査課長及び工事執行担当課の長

(職務)

第2条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決定しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(部会)

第4条 委員会に建設部会、産業振興部会及び水道部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員の指名及び部会の審議事項は、市長が定める。

(幹事)

第5条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、総務課契約係長及び水道総務課庶務係長をもつて充てる。

3 幹事は、委員会の庶務に従事する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和 45 年 4 月 1 日訓令甲第 2 号)

この訓令は、昭和 45 年 4 月 10 日から施行する。

付 則 (昭和 47 年 5 月 24 日訓令甲第 9 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和 49 年 1 月 29 日訓令甲第 4 号)

この訓令は、令達の日から施行し、昭和 49 年 1 月 10 日から適用する。

付 則 (昭和 49 年 11 月 5 日訓令甲第 14 号抄)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和 52 年 10 月 21 日訓令甲第 6 号抄)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和 54 年 3 月 31 日訓令甲第 2 号)

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 63 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 4 年 3 月 31 日訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 4 月 1 日訓令甲第 20 号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年 3 月 29 日訓令甲第 8 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 4 月 1 日訓令甲第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 4 月 3 日訓令甲第 4 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令甲第 8 号）
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。